

# 高知市産業活性化融資制度のご案内

## ■高知市産業活性化融資制度とは

市内の事業者の経営の安定や設備投資、事業拡大に係る資金調達の円滑化に資するため、高知県信用保証協会及び取扱金融機関の協力と市の保証料補助により、低利で利便性の高い融資を行う制度です。

## ■申込要件

各融資一覧表における対象者要件を満たしていることのほか、以下の要件もすべて満たす必要があります。

- 営んでいる事業が信用保証協会の保証対象業種であること
- 返済能力があり、信用保証協会の信用保証が受けられること
- 営んでいる事業に関し必要な許認可等を受け、又は登録もしくは届出等を行っていること
- 市民税を滞納していないこと

## ■金利、保証料率について

金利については、固定金利となっています。

保証料は、市がその一部を負担することにより、通常の保証料率より低く設定されています。  
(リピート型スピード融資は、市が保証料を全額負担します。)

## ■融資一覧 複数の融資メニューをご利用の場合、融資総額は2,000万円を超えることはできません。

融資メニュー		融資対象者（●の要件を満たしている方）	融資限度額	資金使途
リピート型スピード融資資金		<ul style="list-style-type: none"> <li>●高知市内で事業を営んでいる中小企業者</li> <li>●リピート型スピード融資の利用が初めての方</li> <li>●利用について取扱金融機関の支店長の推薦が得られる方</li> <li>●同一事業の業歴が1年以上あり、かつ、1期以上の決算または確定申告を行っている方</li> <li>●CRD デフォルト率が1.5%以内であること ※個人事業者の場合は、CRD デフォルト率が1.5%以内を満たしてなくても、確定申告が青色申告で、保証申込直前期の決算において申告所得を計上し、かつ、自己名義の不動産を所有している事業所は対象となります。</li> </ul>	300万円 (100万円単位の貸付)	事業資金
		<b>〈注意事項〉</b> ①1事業者1回限りのご利用とさせていただきます。 ただし、所定の手続きにより3年を限度に更新が可能です。 ②高知県信用保証協会の事業者カードローンとの併用はできません。		
中小企業振興資金		●高知市内で事業を営んでいる中小企業者		
規模企業金	小振小口資金	●高知市内で事業を営んでいる小規模企業者		設備資金 運転資金
	小口零細企業資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高知市内で事業を営んでいる小規模企業者</li> <li>●新規申込み額と既存の保証協会保証付融資残高（根保証においては融資極度額）との合計が2,000万円以内の方</li> </ul>	2,000万円	
	特別小口資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高知市内で引き続き1年以上同一事業を営んでいる小規模企業者</li> <li>●直近1年間に納期が到来した市民税（法人の場合は、法人市民税）について、所得割（法人の場合は法人税割）が課税されている方</li> </ul>		

※上表に記載する保証料率を引き上げる等、一定の要件を満たすことで、経営者保証を解除することができます。  
ただし、引き上げた（上乘せした）保証料率分については高知市からの補助対象外となります。要件等については、高知県信用保証協会にお問い合わせください。

## ■融資の対象となる方の要件

(根拠法令：中小企業信用保険法第2条第1項及び第3項)

### 1. 会社・個人・NPO法人の場合

	業種	資本金(出資金)	従業員数(常時)
中小企業者	卸売業	1億円以下	100人以下
	小売業	5千万円以下	50人以下
	サービス業	5千万円以下	100人以下
	製造業・建設業・運輸業・その他	3億円以下	300人以下
	ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
	ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
小規模業者	旅館業	5千万円以下	200人以下
	医療法人	規定なし	300人以下
	商業・サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)	—	5人以下
	その他の業種(宿泊業・娯楽業を含む)	—	20人以下

※資本金(出資金)又は従業員数(常時)のいずれかに該当すること。ただし、NPO法人には資本金の要件はありません。

### 2. 組合等の場合

次に掲げる組合等であって所定の要件(組合の事業内容、構成員の事業内容、規模等)を備えるものに限ります。

- 中小企業者となる協同組合等  
中小企業等協同組合、協業組合、商工組合(同連合会)、商店街振興組合(同連合会)、酒造組合(同連合会、同中央会)、酒販組合(同連合会、同中央会)等
- 小規模企業者となる組合等  
事業協同小組合、企業組合、協業組合等

償還期間	金利(年利) ※すべて固定金利		保証料率(年利)	保証人・担保	償還方法	取扱金融機関
	責任共有制度対象	責任共有制度対象外				
1年 ただし、3年を限度に更新可能	3.42%以内	—	0% 高知市が全額負担します		随時弁済	(株)四国銀行 (株)高知銀行 高知信用金庫 幡多信用金庫
7年以内 (うち据置期間は6か月以内)	3.42%以内	3.07%以内	0.30%~0.90%	信用保証協会の定めるところによる(※)	原則として 月賦償還	(株)四国銀行 (株)高知銀行 高知信用金庫 幡多信用金庫 高知県信用農業協同組合連合会
	3.35%以内		0.30%~0.90%			
	—	3.00%以内	0.40%~1.10%			
	3.35%以内		0.40%	不要		

## ■必要となる税関係の証明書

- 融資申込時点で納期が到来している直近の市民税(法人:法人市民税、個人:個人市県民税)の納税証明書が必要です。
- 特別小口資金を利用される方は、「**■特別小口資金を利用される方へ**」もあわせてご覧ください。

融資を受けられる方	必要な税関係の証明書など
市内に住民登録がある個人事業者	●高知市の市県民税の納税証明書 (非課税の場合は、市・県民税課税(所得)証明)
市内に本店を置く法人	●高知市の法人市民税の納税証明書
市内に所在地がある団体	
市外に住民登録があり、市内に事業所がある個人事業者	●高知市の市県民税の納税証明書 注1) 高知市内に事業所等がある個人事業者については、住民登録地で課税されている場合、原則として個人市県民税の均等割が課税されることになっていますが、住民登録地で非課税の場合は、かわりに次の書類が必要となります。 ( ・住民登録地での市町村民税課税(所得)証明書 ・市内で事業所を開設(年月日、所在地)したことがわかる書類 (例:許認可証や賃貸借契約書の写し等) )
	<b>注2) 特別小口資金を申請される個人事業者は、高知市の納税証明書に加え、住民登録地で所得割が課税されている納税証明書が必要となります。</b>
市外に本店があり、市内に事業所がある法人	●高知市の法人市民税の納税証明書  注) 高知市内に事業所のある法人については、原則として法人市民税が課税されることになっていますが、開設して間がないため課税になっていない場合は、かわりに次の書類が必要となります。 ( ・本店所在地での法人市民税の納税証明書 ・市内で事業所を開設(年月日、所在地)したことがわかる書類 (例:許認可証や賃貸借契約書の写し等) )
市内に住民登録がある個人事業者で、転入後間もないため、高知市に納税義務が発生していない方	●転入前の住民登録地で課税された市(町村)県民税の納税証明書 ●高知市の住民票(個人)
市外に住民登録がある個人事業者で、市内に事業所を開設して間もないため、高知市に納税義務が発生していない方	●個人市(町村)県民税が課税されている市(町村)の納税証明書 ●高知市内で事業所を開設したことがわかる書類

## ■特別小口資金を利用される方へ

- 個人事業主の方は、融資申込時点より前1か年の間に、個人市県民税の所得割が課税され、かつ滞納がないことが条件となります。  
(2か年度の納税証明書を提出する場合は、いずれかの年度に所得割が課税されていれば可)

令和8年4月~6月に申込	令和7年度の納税証明書
令和8年7月~12月に申込	令和7年度及び令和8年度の納税証明書 ※いずれかの年度が非課税の場合は、市・県民税課税(所得)証明が必要です。
令和9年1月~3月に申込	令和8年度の納税証明書

- 法人の方は、法人市民税の法人税割が課税され、かつ滞納がないことが条件となります。  
(直近の納税証明書をご提出ください。)